

## 新潟県条例第38号

### 新潟水俣病地域福祉推進条例

新潟水俣病は、昭和電工株式会社鹿瀬工場から阿賀野川に排出されたメチル水銀を含む排水によって引き起こされた公害であり、第2の水俣病として昭和40年にその被害の発生が確認された。そして、新潟水俣病は、その流域に暮らす人々の生活基盤であった阿賀野川の環境を汚染したばかりでなく、人々の健康を損ない、尊い命をも奪った。さらには、新潟水俣病が発生した地域における人々の絆に深刻な影響を及ぼした。

そして今もなお、健康上の不安や経済的な不安を抱える人、いわれのない偏見や中傷に苦しむ人、その偏見や中傷をおそれ被害の声をあげることのできない人が存在する。

高度経済成長期において、我が国が豊かで快適な社会の実現を追求してきた一方で、全国の各地で様々な公害が発生し、それまでそれぞれの地域で平穩に暮らしてきた人々にとって予想もしなかった甚大な被害をもたらした。このような悲惨な事態に遭った人々を社会全体で支えていくべきであると私たちは考える。そして、新潟水俣病の被害者も高度経済成長期において私たちが豊かさや快適さを享受してきた一方で発生した公害の犠牲となった人々であることにかんがみれば、新潟水俣病の被害者を私たちが社会全体で支えていかなければならない。

ここに私たちは、新潟水俣病の被害者がこれまで抱えてきた痛み<sup>し</sup>に真摯に向き合い、新潟水俣病の被害者を社会全体で支えるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを決意して、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、新潟水俣病患者の定義、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、新潟水俣病に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、新潟水俣病患者が社会的に認知されること及びその福祉の増進を図るとともに、新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和を促進し、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「新潟水俣病患者」とは、新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であって水俣病の症状を有する者をいう。

#### (県の責務)

第3条 県は、新潟水俣病の被害者が、その正当な権利が尊重される地域社会において、安心して豊かな生活を営むことができるよう、新潟水俣病に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、市町村が実施する新潟水俣病に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

#### (県民の役割)

第4条 県民は、新潟水俣病についての正しい理解を深め、新潟水俣病に起因して生じた問題によって得た教訓（以下「新潟水俣病の教訓」という。）を将来に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する新潟水俣病に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の基本的施策)

第5条 県は、新潟水俣病患者の福祉の増進等を図るため、新潟水俣病患者の療養及び健康管理等に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とした手当の支給その他の新潟水俣病患者の心身の状況等に応じた保健及び福祉に関する必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和が図られるよう、新潟水俣病の被害者と地域住民との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、県民が、新潟水俣病についての正しい理解を深め、新潟水俣病の教訓を将来に伝えることができるよう、新潟水俣病に関する教育の推進及び啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う新潟水俣病の教訓を伝える活動その他の新潟水俣病に起因して生じた問題の解決のための活動が促進されるように努めるものとする。

5 県は、第3項の教育の推進及び啓発活動の充実並びに前項の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、新潟県立環境と人間のふれあい館を活用した情報の発信その他の新潟水俣病に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 県は、新潟水俣病に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(新潟水俣病施策推進審議会)

第7条 この条例に基づく県の施策に関する重要事項を調査審議させるため、新潟水俣病施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、新潟水俣病に関する施策に係る必要な事項について知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、新潟水俣病に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。